

監査報告書

令和1年5月29日

社会福祉法人 聖坂学園
理事長 柴田昌一 殿

社会福祉法人 聖坂学園

監事 天野 昭一

同 村田 稔

私たちは、社会福祉法第45条の規定に基づき、社会福祉法人聖坂学園の平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）における下記の事項につき令和1年5月27日、法人本部において監査を行いました。

記

1. 経営計画、運営方針及び事業計画について

(1) 昭和63年社会福祉法人「聖坂学園」の設立認可を受け、平成元年知的障害者通所更生施設「オリブ工房」を開所、ここに創立30周年を迎えるに到りました。この間、社会福祉法人聖坂学園の総合的福祉ビジョンは、ほぼ達成しました。

オリブ・ナザレ・シーダと3つの拠点がほぼ同一の形態となり、また小港町にオリブ・フードファクトリーが平成29年5月に開所し、本部が設置され円滑に運営されています。

平成30年12月に「相談事業所ひじりざか」ができ、地域の知的障害者の暮らしを支えています。

(2) 施設の運営については、法人の基本的理念であるキリスト教の精神に則り、明確に、すべての職員に浸透されて運営に十分生かされている。

(3) 利用者の人権の尊重と権利擁護のために「聖坂学園倫理綱領及び職員行動規範」や「虐待防止規定」を定め、各施設において遵守されている。また、苦情処理や要望への積極的な取り組みが行われている。

(4) 事業計画は、職員及び利用者等の意見を参考にして実質的な計画を立案・策定し、それに基づいて確実に遂行している。

(5) 評議員選任・解任委員会が、その職務を果たしている。

(6) 常務理事田村一男、法人事務長内藤英夫により内部監査を実施、運営・支援面・会計面について届出・諸記録・承認・押印状況・運営面・支援に対する聞き取り、安全対策等細部に亘り確認を進めた。

2. 評議員会及び理事会の運営について

(1) 評議員会及び理事会の構成は、改善を図り基準を満たすことができました。

さらに、社会福祉事業についての知識経験を有するものが過半数を占め、知識経験が施設運営に反映されている。

(2) 評議員会及び理事会の開催手続きについては、定款の定め通り行われ、要決議事項については、適切な時期に開催している。

(3) 評議員会及び理事会は、定足数等の必要な要件を満たし、要決議事項については実質的な審議の上決議を行い、且つその都度、発言内容が議事録に正確に記載されている。

3. 資産管理及び会計管理について

(1) 基本財産とその他の資産を適正に区分し、全ての資産を規程通りに管理している。

(2) 経理規程は全国社会福祉協議会のモデル規程を参考にして作成され、実態も規程にあった会計管理を行っている。

(3) 収支の状況を把握して定期的に予算執行の計画的な見直しを行い、関係職員の意見を参考にして変更を要する時は必要な手続きを経ている。

(4) 会計責任者と出納責任者を分離して委任しており、それに基づいて処理している。

(5) 平成30年度収支報告について、預金通帳、残高証明と合致していることを確認しました。

また、財産目録記載の資産負債を各台帳、元帳等と照合した結果、一致しており適正であった。

4. 地域との関係について

(1) 施設の建物、設備等を地域住民に提供し、又、施設の行事への参加を勧めるなど活発に交流し、相談事業所が活用されている。

(2) 地域との交流については、地域住民等のボランティアを多数受け入れており、実質的に第三者機関の役割を果たしている。

(3) 実習については福祉教育の実習生、養護学校の現場実習等を積極的に受け入れ、又、地域の学校との交流も深めている。

(4) オリブ工房、ナザレ工房、シーダひのき工房の作品展、バザー等は地域住民の方々の協力を得て盛大に実施されている。

(5) シーダ日野学園の喫茶コーナー『麦』でのパンの販売も着実に増え、近隣の学校の生徒や近隣住民に好評を得ている。

(6) ナザレ工房従たる事業所「パン工房ナザレ」はよい評判を得、老人介護の他法人と同一のビルに入居し地域の期待を集めている。

(7) オリブ・フードファクトリーも地域の住民に好評を得ている。

5. 施設経営について

(1) 障害者総合支援法による制度利用の内容は保護者や利用者に説明が行われ、利用契約も丁寧になされている。

(2) 横浜市神之木地域ケアプラザはデイサービスや地域交流等の多様な活動を通じて努力している。

(3) グループホーム「オリブの家」「ナザレンホーム」「眞砂ホーム」は、近隣の方々のご支援、ご理解により運営されている。

(4) 職員を各種研修会や施設の見学に参加させて、その資質の向上を図ると共に、常に業務省力化を積極的に進めてサービスの質を高める努力をしている。

(5) 苦情処理の第三者委員として、各報告を確認したところ適正に処理されていた。

監査の結果、私達は、聖坂学園の業務執行は積極的に実行され、事業報告の内容および理事の職務の執行、また平成30年度の財務に関する書類は、平成31年3月31日現在の経営状態及び同日を以って終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めます。

以上